

2023（令和5）年2月6日

各位

（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンター

## 松川町ふるさと納税返礼品事業 2022 シーズン報告会 （兼新規協力事業者向け説明会）の開催について

大寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、表記会議を以下のとおり開催いたします。

弊社においてコーディネートさせていただきました 2022 シーズンの取組状況に関する報告及び新規協力事業者様向けの概要説明を行いたいと存じます。

お忙しい時期とは存じますが、ご参加くださいますようお願いいたします。

### 記

- 1.日時 2023（令和5）年2月16日（木）午前11時～12時
- 2.方式 オンライン会議（ZOOM）
- 3.内容 (1) 2022 シーズンの取組状況及び実績報告ほか  
(2) ふるさと納税市場動向（情報共有）  
(3) その他

（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンター  
担当：小池 TEL：0265-48-5743  
担当：片桐 TEL：0265-36-7155

\*参加いただける方は、下記により 2月14日(火)までに、ご連絡をお願いいたします。

FAX 0265-48-5746

e-mail furusato@matsukan.net 一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター  
行き

貴法人名

連絡先（電話番号）

メールアドレス

※今回は、オンライン（ZOOM）開催となります。メールアドレスをご記入ください。（開催前に別途のZOOM招待URLをメールでお知らせいたします。）

新規協力事業者を検討していらっしゃる皆様へ

令和5年1月  
松川町産業観光課

## 松川町ふるさと納税協力事業者の要件等について

### 1. 協力事業者の要件

協力事業者は、本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所のいずれかを町内に有する法人若しくは個人事業者（友好姉妹都市等のうち町が特別に認めた場合を含む。）又は松川町の地元特産品等を取扱っており、本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所のいずれかを長野県内に有している法人若しくは個人事業者とする。

### 2. 返礼品の要件

返礼品の要件は、次のいずれにも該当していることとする。

(ア)松川町の魅力を発信し、又は地域産業の振興につながる要素を持つ商品・サービス等であること。

(イ)次のいずれかに該当していること。

- ・町内で生産、製造、加工又はサービスの提供がされているもの
- ・町内の原材料を使用しているもの
- ・松川町に特に縁の深いもの

(ウ)飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであること。

※上記のほか、総務省が告示で定める「地場産品基準」に該当するもの。

(以下一部抜粋)

- ・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。